

隋重建七帝寺記（惠巒造像記）について

— 訳註と考察 —

斎藤達也

はじめに

六世紀後半の中国では寺碑・造像記の類が多く作られた。これらは、中国仏教研究上の貴重な文献であるのみならず、当時の社会・文化の、編纂史料では窺えない側面を明らかにする重要な一次史料でもある。ところが、この種の文献はしばしば利用されているにもかかわらず、個々の基礎的な調査・研究が十分なされてきたとは必ずしも言いたい。テキスト自体確定されぬまま、様々に諸書に引用されている例すらある。こうした文献の基礎的研究は、先行研究を見直し今後の研究を一層確かなものにする上で意義があるう。

このような考え方から、本稿では「隋重建七帝寺記」（以下「記」と略記）を取り上げることにする。この文献は、中国仏教史や東西交渉史の研究上興味深い内容を持ち、史料として部分的に利用されることも多いが、それ自体の研究はやはりまだ十分ではない。以下、「記」に関する基礎的情報と訳注を提供し、さらに関連する問題を考察したい。

※ 本稿では〈記〉の録文・訓読以外は、引用文献・史料も含め常用漢字に統一した。

一 〈記〉の概要・研究史

〈記〉は開皇五年（西暦五八五年）八月一五日の作で、北周武帝の時破壊された定州七帝寺の仏殿・仏像が僧の惠鬱等によって再建された経緯を記録したものである。「定県志」（一九三四年刊）によると、〈記〉は民国初年に河北省定県（現在の定州市）の開元寺塔（別名料敵塔）の南付近から「高帰彦造像記」と共に出土し、同県の衆春園内に移されたという。⁽¹⁾「定県志」編纂の頃には現存していたが、最近の『定州市志』（一九九八年刊）は、〈記〉の原碑はすでに失われたとしている。⁽²⁾その理由は明らかにされていないが、原碑の置かれていた衆春園は国共内戦時の一九四七年に定州付近の戦闘でほとんど破壊されてしまったので、あるいはこの頃行方不明となつたのかもしれない。⁽³⁾このような経緯から、現在では〈記〉を原碑によって調べることはできず、その内容は現存の拓本かその写真版によって知られるのみとなっている。

〈記〉は、諸拓本・諸文献間で若干ばらつきがあるが、大きさ縦約六〇cm×横九〇cm弱。全文三三行、最初の二行は二字下げて各二字、三行目からは各行二三字である。碑題はないが、銘文は王良預、書手は劉雅と明記されている。筆者実見の拓本や「彙編」の写真版では、二・三字以外は比較的明瞭に字が読みとれるので、発見当時、原碑の表面の状態は比較的良好であったと想像される。現在筆者の把握している〈記〉の拓本とその写真版の所在は以下のとおり。

- ・北京図書館、一点（章鉢旧蔵、所蔵番号：章七五三、縦六〇cm×横八九cm、以上左記の書による）
- 写真版・「彙編」二五頁
- ・北京故宮博物院、一点（縦五九cm×横八九cm、左記の書による）

写真版・「施」七一页。写真版は不鮮明で字の判読は不可能、再録論文には掲載されず。

- ・淑徳大学書学文化研究センター、三点（所蔵番号・打六八五一、縦六〇cm×横八四cm）・（所蔵番号・軸八〇三一、縦六一cm×横八六cm）・（所蔵番号・打六五六一、縦六一cm×横八九cm）。以上三点の寸法は筆者の実測、所蔵番号は中濱慎昭編『淑徳大学書学文化研究センター蔵中国石刻拓本目録』（淑徳大学、一九九七年）九〇頁による。

・京都大学人文科学研究所、一点（ファイルナンバー・ZUII0014X）

その他に、所有者不明の拓本の写真版が「定県志」に付けられている。写真版は鮮明とはいえず判読しにくい部分もある。また、生前魯迅も〈記〉の拓本を所有しており、それに基づいた録文は公刊されたが（後述）、拓本自体どうなっているかは不明である。⁽⁴⁾さらに「顔」によると、台北の佛教図像文献研究室も拓本を所蔵しているという。⁽⁵⁾

次に録文・写真版公表の経過と主な研究について述べる。

〈記〉の拓本写真版・録文と考証が最初に公表されたのは一九三四年の「定県志」である。⁽⁶⁾録文は石刻の字体に比較的忠実になされているが、字の誤脱があり利用上問題がある。録文に付された考証では、同じく定州で発見された「七宝瓶銘」・「正解寺残碑」（以後「残碑」と略記）と関わる部分が〈記〉に見られることが指摘されている。

その後〈記〉に言及し、論文に引用したのが塚本善隆氏である。一九三八年の「塚本a」で氏は〈記〉の過半を引用している。⁽⁷⁾引用は「定県志」によると述べているが、釈読や引用の字体を変えているところもある。氏はそれから三十年以上経て「塚本b」を発表し、その中で〈記〉の内容の概略を述べ、以前の録文に多少改変を加えて再び〈記〉の一部を引用している。⁽⁸⁾

〈記〉を一部引用した研究としては王仲犖『北周六典』も重要である。〈記〉はこの書に引用されたため、特にソグド人の「薩宝」に関する重要な史料として利用されるようになったといつてよい。ところがこの書の〈記〉の引用のしかたには大いに問題がある。実は〈記〉の部分部分を中略しつつ引用しているのであるが、中略箇所を明示せずに各部分をつなげて引用してしまっている。そのため同書の引用では七帝寺の再建が北周時代のことのように読めてしまうのである。⁽⁹⁾ この引用をそのまま史料として利用する研究も見られるので、注意が必要である⁽¹⁰⁾。

一九八〇年代になると〈記〉の研究に新たな展開が見られた。一九八五年に施安昌氏が北京故宮博物院所蔵の拓本によって写真版・録文と、いくつかの語訳を含む考証を公表した(「施」)。語訳は有用で、録文はほぼ正確であるが、筆者の訳文とは異なるところもある。⁽¹¹⁾ また、魯迅の所蔵拓本による録文が八七年によく公刊された(「魯」)。録文はかなり〈記〉そのものの字体に忠実であるが、標準的な字体に置きかえたものではないので、そのままではテキストとして使いにくい。八九年になると「彙編」が出版され、その中で訳説にたえる鮮明な拓本写真版がはじめて公表された(前述)。一九九三年には顏尚文氏が〈記〉の一部を史料として引用した研究を発表している(「顔」)。引用は直接拓本に基づくとしており、独自の訳文を行なった箇所がある。⁽¹²⁾

このように現在では鮮明な拓本写真版も公表されており、〈記〉の研究は以前と比べやりやすくなっている。

ところが〈記〉の録文・引用には、掲載した文献の間でのくい違いや不正確なものがあり、その比較、正誤の判定はいまだなされていない。また詳細な訳注もまだない。これらが〈記〉の研究上の課題として残されてきた。

それに加え、〈記〉には引用・研究上不便な点がまだある。〈記〉の題名が引用文献によってまちまちなのである⁽¹⁴⁾。これは、拓本には〈記〉の碑題が見えず不明なため、いずれにせよ題名は仮称とならざるを得ず、やむを得ない点もある。しかし、例えば「重修定州七帝寺記」と「惠鬱等造像記」には、同一文献名であることがわから

ないほどの違いがあり、並存したままでは引用・参照上不便であろう。また一方の「惠鬱等造像記」の類の名称は、〈記〉に仏像復興の記述が含まれるためであろうが、特に問題がある。造像記とは仏像製作の由来を書いた銘文のことであり、一般に製作関係者（特に発起人や出資者）の名や製作日時と、造像による善果を願う文言等が含まれ、比較的短いものが多い⁽¹⁵⁾。ところが〈記〉の目的は、仏像だけなく七帝寺自体の廃止・復興の経緯を詳しく述べることであり、その背景の北周の廢仏と隋朝の仏教復興政策まで言及されている。つまり文献としての〈記〉の性格は一般的の造像記と異なるのであって、造像記の呼称は、〈記〉の性格を見誤まるおそれがあり好ましくない。そして〈記〉の題名は隋代の七帝寺復興の意を汲むものがよい。筆者は、そのような名称でしかも簡明な「隋重建七帝寺記」（京都大学人文科学研究所所蔵拓本の名称）が〈記〉の題名に最もふさわしいと考えるので、本稿でもこの名称を使うことにした。

二 錄文・語釈・訳文

- ・ 錄文は、参考上の便宜を考慮して、「彙編」の拓本写真版をもとに作成した。加えて字の細部については淑徳大学書学文化研究センター所蔵の拓本三点で確認した。
- ・ 筆者が行数を行頭に示した以外は、行数・一行内字数と各字の配置は拓本と同じにしてある。
- ・ 特に不明瞭で判読困難な字は□で囲って表記した。
- ・ 〈記〉には異体字が多いが、誤解のおそれのないものはできるだけ標準的な繁字体に直した。
- ・ 錄文作成には「定県志」・「施」・「魯」・「塚本a」・「塚本b」・「顔」を参照し、相互の異同も示した。ただし全文を採録しているのは前三者のみである。「塚本a」・「塚本b」が共に引用し読みが同じ場合は、「塚本」と表示する。

〔錄文〕

大隋開皇五年歲次乙巳八月乙酉朔十五日己亥前
定州沙門都故魏七帝舊寺主惠鬱像主玄凝等以先
師僧量去太和十六年敬造三丈八彌勒金像至後周建德
六年歲次丁酉破滅大象僧尼還俗至七年六月周帝宇文
邕因滅三寶見受迦摩羅之惠權扶天元承帝改爲宣政至
二年以父壞法破僧願造大像卽改爲大象元年但周將滅
末卽禪位大隋國帝主楊堅建元開皇自聖君馭宇宙易風
移國太民寧八方調順護持三寶率遣興修前詔後勅佛法
爲首惠鬱共弟子玄凝等願欲修理本寺須復前像舊處屬
他悲號無及忝離之詠泣誦心口賴摩訶檀越前定州贊治
并州總管府戶曹參軍博陵人崔子石前薩甫下司錄商人
何永康二人同贖得七帝寺院價等布金貴餘祇樹一發檀
那雙心俱施並爲俗寺主從開皇元年造像頭手并鑄大鐘
至五年素起身跗兼修寶殿計柒匣柱像用布一萬七千五
百斤用柒十二斛黃金八萬七千薄料像及殿台用錢五千
七百貫忽蒙勅旨大縣別聽立僧尼兩寺安憲令裴世元王
劉二尉等以七帝舊所像殿俱興遂申州表省置爲縣寺兼

道引群僚勸率二長詳崇結邑尊事伽藍并十二州左開府
其无兵右開府和元志副儀同宇文義演說軍人契心歸善
胡漢士女邑義一千五百人三邑併心四方竝助前刺史昌
平公元巖後刺史南陳公豆盧通竝首尾匡究慰喻經紀像
成殿就竝賴二公但周帝滅像患報非輕勸今世後世持須
尊重像跗之下不安寶物慮有奸盜破毀須財敬之敬之銘
示千載

寺僧彊識 僧道乘 僧寶觀 僧脩靜 僧道澤 僧炳
僧洪顧 僧明儒 僧弁明 僧彊瑾合寺一千三百僧
都維那郭仲淵王貴洛劉僧敬董景賓衛殺鬼牛洪段量伯
王胡子許神慶董叔仁宋遵楊零賓王純阨李波利楊伽
素像匠形洪演趙文遠蘇奉仁 柒匠劉松柏路元和
大殿木匠王坦李孝威益君英 銘文王良預 書手劉雅
銘石匠楊靜巖郭登郭悅 都當維那東方景沖
劉洪遵

1 18 次 原字は「次」。〔魯〕も同じ。〔定県志〕・〔塚本〕・〔施〕次。文脈から「次」に直した。

10 已 原字。〔塚本〕・〔施〕も同じ。〔定県志〕・〔魯〕已。

1-19 .. 己 原字は「己」。「塚本b」・「施」も同じ。「定県志」・「魯」.. 己、「塚本a」.. 己。文脈から「己」に直した。

4-4 .. 次 原字は「次」。「魯」も同じ。「定県志」・「塚本」・「施」・「顏」.. 次。文脈から「次」に直した。
5-2 .. 因 「塚本a」・「顏」の糺文に従う。原字は一部不明瞭だが「回」(「因」の異体字)に似る。「定県志」・
「魯」.. 回。「施」.. 回。

5-13 .. 権 「施」の糺文に従う。原字は「權」。「魯」も同じ。「定県志」.. 權。「塚本a」.. 權。「顏」.. 祚。

6-1 .. 二 原字。「施」の「二」は誤り。

6-4 .. 父 原字。「顏」の「久」は誤り。

6-17 .. 象 原字。「施」・「魯」・「顏」も同じ。「定県志」・「塚本a」の「像」は誤り。

7-1 .. 未 「定県志」・「塚本a」に従う。「施」・「魯」.. 未、「顏」は判読不可とする。

8-3 .. 太 原字。「施」・「魯」・「顏」も同じ。「定県志」・「塚本」の「大」は誤り。

9-17 .. 須 「施」の糺文に従う。原字は「頤」。「定県志」・「塚本a」も同じ。「塚本b」.. 頤、「魯」.. 頤、「顏」..
頤。

12-23 .. 檀 「定県志」・「施」・「魯」に従う。

13-21 .. 鑄 「塚本b」・「施」の糺文に従う。原字は「鑄」。「魯」も同じ。「定県志」・「塚本a」.. 鑄。

14-13 .. 柒 原字。「定県志」・「塚本a」・「施」・「魯」の「七」は誤り。

14-15 .. 柱 「施」・「魯」に従う。原字は一部不明瞭。「定県志」・「塚本a」.. 柱。

17-14 .. 遂 「定県志」・「塚本a」はこの一字が誤脱。

〔魯〕に従う。原字は字形が若干曖昧で「元」にも似る。「定県志」・「施」.. 元。

19-4..右開府「定県志」はこの三字が誤脱。

19-15..義 原字は「爻」(「義」の異体字)。

20-12..三邑「定県志」・「塚本a」はこの一字が誤脱。

23-17..須 「施」の釈文に従う。原字は「類」。「定県志」..類、「魯」..類。

23-22..之 「定県志」はこの一字が誤脱。

27-10..劉 原字。「施」・「魯」も同じ。「定県志」の「鄧」は誤り。

28-6..慶 「施」の釈文に従う。原字は字形が若干曖昧。「定県志」..度。

30-6..坦 「魯」に従う。原字は一部不明瞭。「定県志」..俎、「施」..胡。

〔訓読〕

大隋開皇五年、歲次乙巳、八月乙酉朔、十五日己亥、前の定州沙門都⁽¹⁾、故の魏七帝舊寺主惠鬱⁽²⁾、像主玄凝⁽³⁾等。先師僧暉⁽⁵⁾、去る太和十六年敬んで三丈八の彌勒金像を造りてより、後周建德六年、歲次丁酉に至り、大象（像）を破滅し、僧尼をして還俗せしむ。七年六月に至り、周帝宇文邕、三寶を滅ぼすに因り見に迦摩羅の患を受⁽⁶⁾く。權に天元を扶けて帝を承けしめ、改めて宣政と爲す。二年に至り、父の法を壞し僧を破するを以て、大像を造⁽⁷⁾らんことを願ひ、即ち改めて大象元年と爲す。但し周、將⁽⁸⁾に滅びんとして、未だ即かず、位を大隋國帝主楊堅に禪⁽⁹⁾り、開皇を建⁽¹⁰⁾元す。聖君、宇を馭してより、俗易はり風移り、國は太⁽¹¹⁾（泰）らかにして民は寧んじ、八方調順す。三寶を護持し、率⁽¹²⁾ね興修せしめ、前詔後勅して、佛法もて首と爲す。惠鬱、弟子玄凝等と共に願ひて本寺を修理

し前像を須復せんことを欲すれども、舊處は他に屬し、悲號するも及ぶこと無く、委離の詠⁽¹²⁾、泣きて心口に誦ふ。摩訶檀⁽¹³⁾越の前の定州贊治、并州總管府戸曹參軍、博陵の人崔子石⁽¹⁴⁾、前の薩甫下の司錄、商人の何永康⁽¹⁵⁾の二人に、同に贖ひて七帝寺院を得んことを頼む。價は布金に等しく、貴きは祇樹に餘るも⁽¹⁶⁾、一たび檀那を發し、雙心より俱に施し、並びに俗寺主と爲る。開皇元年より像の頭手を造り、并びに大鐘を鑄る。五年に至り、素(塗)して身跗を起⁽¹⁸⁾こし、兼ねて寶殿を修す。計るに、柒の匣柱像には布一萬七千五百斤を用ゐ、柒十二斛、黃金八萬七千薄を用ゐ、料るに⁽²¹⁾、像及び殿には合はせて錢五千七百貫を用う。忽ち勅旨を蒙り、大縣ごとに別に僧尼兩寺を立つるを聽⁽²²⁾さる。安憲令裴世⁽¹⁹⁾元、王、劉⁽²⁰⁾尉等、七帝舊所の像、殿俱に興こさるを以て遂に州に申し省に表して、置きて縣寺と爲さんとし、兼ねて群僚を道引し、二長⁽²⁵⁾を勸率して、結邑⁽²⁶⁾を詳崇し、伽藍に尊事せしむ。并びに二州の左開府其无兵、右開府和元志⁽²⁷⁾、副の儀同宇文義⁽²⁸⁾、軍人に演説して心に契ひて善に歸せしむ。胡漢の士女の邑義⁽²⁹⁾一千五百人、三邑心を併せ、四方並びに助く。前の刺史昌平公元巖、後の刺史南陳公豆盧通⁽³¹⁾、並びに首尾匡究⁽³²⁾し、慰喻し經紀す。像成り殿就くは並びに二公に頼る。但し周帝、像を滅し、患報は軽きに非ず。今世後世に勧めて持須し尊重せしむ。像跗の下に寶物を安んぜざるは、奸盜有りて須財を破毀せんことを慮⁽³⁴⁾ればなり。之を敬め之を敬めて、銘じて千載に示さん。

寺僧曇識、僧道乘、僧寶觀、僧脩靜、僧道澤、僧炳、僧洪顧、僧明儒、僧弁明、僧曇理、合寺一千三百僧。都維那郭仲淵、王貴洛、劉僧敬、董景賓、衛殺鬼、牛洪、段暉伯、王胡子、許神慶、董叔仁、宋遵、楊零賓、王純陁、李波利、楊伽。素像匠形洪演、趙文遠、蘇奉仁。柒匠劉松柏、路元和。大殿木匠王坦、李孝威、益君英。銘文王良預。書手劉雅。銘石匠楊靜巖、郭登、郭悅。都當維那東方景沖、劉洪遵。

〔語釈〕

〈1〉「前の定州沙門都」 沙門都は北斉・隋代に州ごとに置かれた僧官。州都とも言い州統の次席に位置する。「前の…」とあるが、定州が北周統治下にあったのは、武帝の廢仏時代から宣帝の仏教が多少解禁された時期に当たるので、この職は北周時代の官職ではない。隋の開皇初めには地方僧官任命の事例は知られているので（『唐高僧伝』卷八慧遠伝・卷九靈裕伝）、隋の授けた官職と見ることもできる。しかし北斉滅亡から間もない隋初にすでに「前の」官職であったということから、北斉時代のものである可能性も否定できない。どちらの官職か確定できる史料は現在見当たらないので、その判断は保留しておく。

〈2〉「故の魏七帝舊寺主」 佐藤智水氏は、寺名の「七帝」について、北魏の天子七廟と関係があり、道武帝から孝文帝までの六代の皇帝と文成帝の父（拓跋晃、即位前に死去）を指すという。同「雲岡仏教の性格」（『東洋学報』五九卷一・二号、一九七七年、五五—五六頁、再録・同『北魏仏教史論考』第三章「雲岡仏教の性格」の性格）（岡山大学文学部研究叢書一五）岡山大学文学部、一九九八年、一六五一—六六頁）参照。

寺主は各寺院の三綱の一つで、寺の事務を統括する重役である。役職名は「故…舊…」とあるが、惠鬱は七帝寺復興の中心人物であり、寺の代表として玄凝と共に〈記〉の冒頭に名を記されているので、復興当時も役職についていたのかもしれない。

〈3〉「惠鬱」 同じ名は、「定県志」の指摘にあるように、「豐樂七帝」寺造像記（東魏武定五年＝西暦五四七年、以後「寺造像記」と略記）に「上坐惠鬱」と記録されている。この造像記も七帝寺に関わるものであるから、〈記〉の惠鬱と同一人物と見てよい。またもう一人の上坐の僧龍と共に書かれていることから見て、惠鬱は七帝寺の上坐であったと推定される。上坐は各仏寺の三綱の一つで、僧衆の修行上の長があるので、

惠鬱は造像記製作時にすでにある程度以上の年齢であったと思われる。だから二八年後の開皇五年当時、惠鬱はかなり高齢であったはずである。

〈4〉「像主玄凝」 この「像主」は多くの造像記に書かれた像主とは意味合いが少し異なるようである。通常は造像の主な出資者が像主として名を記録される。ところが七帝寺の場合、玄凝が何らかの出資をしたとは書かれていません。〈記〉には師の惠鬱と共に特に名が記されていることを考えると、玄凝も七帝寺の復興上重要な役割を担っていたはずで、像主とされたのは造像の発願者か責任者であったためと思われる。玄凝の名は〈残碑〉にも見える。

〈5〉「僧暈」 〈記〉の出土地近くで発見された北魏正始一(五〇五)年の「七寶瓶銘」([定県志]二二丁〇)にも「僧暈」として名が見える。銘には、僧暈が七帝のために太和一六(四九一)年から約十年かけて三丈八尺の弥勒金銅仏をつくったと書かれ、〈記〉の記述を裏付けている。

〈6〉「後周建德六年、歳次丁酉に至り…還俗せしむ」 北周武帝の廢仏政策は建德三(五七四)年五月にすでに全面的に始まっていた(『周書』卷六武帝紀、同年月の条)。この六年の廢仏といふのは、旧北齊領の定州での見方で、この年北斉を征服した武帝がその領内でもすぐに廢仏政策を実行したことを示している。

〈7〉「七年六月に至り、周帝…迦摩羅の患を受く」 『周書』卷六武帝紀によると、建德七年三月にすでに「宣政」への改元があったので、「七年六月」の表記は不正確。また同書同卷によるひ、この年の六月一日に武帝は死去したが、死因は伝えられていない。「迦摩羅」はサンスクリット語のkāmalā- で、現代医学の黄疸に当たる。kāmalā- については、G. Jan Meulenbeld, *A history of Indian medical literature* (Egbert Forsten, Groningen, 1999) vol. Ia, p. 65, vol. Ib, p. 121-122, 等の関連項目参照。彗琳『一切經音義』卷二六には「迦摩羅病 此云大風病」([大正]五四:四七五頁中)とあり、卷四七には「迦末羅病 梵語旧云、

迦摩羅病、此云黃風、或云惡垢。言腹中有惡垢即不可治也。」（〔大正〕五四・六二〇頁上）とある。また『大般涅槃經』卷一九（〔大正〕一二・四七七頁下）にもこの病名が不治の病として言及されている。このように中国では不治の重病と伝えられたようである。武帝の死については別伝があり、『廣弘明集』卷一〇「周祖平齊召僧叙廢立抗拒事」では、武帝は体内に癆氣（熱病を起こす悪氣）がこもり、体表に身瘡（できもの）が現れ、発病後わずか七日で死亡したとし（〔大正〕五二・一五三頁下—一五四頁上）、〈記〉と特に一致してはない。そもそも當時為政者の死因は公表されず、正確に民間に伝わることは少ないとと思われ、また〈記〉では武帝の死を、廢仏という悪業の報いと見なしているので、死因の記述も民間仏教徒の俗説の可能性が高い。

〈8〉「天元」 北周武帝の長子、宣帝（宇文贊、五五九—五八〇年、在位五七八—五七九年）のこと。〈記〉のこの一節は史実とされがあり、「天元帝」の称号は当人讓位後のもので、宣政への改元は武帝生前のことである。〈7〉・〈10〉の項参照。

〈9〉「父の法を壞し僧を破するを以て、大像を造らんことを願ひ」 施氏は「以父壞法破、僧願造大像」と読み、僧達が仏像を作ることを願ったと解する。「施」七二・七三頁。しかし文脈上、「父（＝北周武帝）が（したために）の後には子の宣帝の行為が書かれる方が自然であり、「壞法」は「破僧（僧を破戒させる）」と対になつて廢仏政策を表現していると考えるので、筆者は施氏の解釈を取らない。

〈10〉「大象元年」 西暦では五七九年にあたる。この年の二月二〇日（辛巳）に北周の宣帝は皇太子に讓位して、自身は天元帝と称し、大象と改元した。北周の廢仏政策はこの年に緩和された。しかし仏の大像をつくろうとして大象（大像と音通）と改元したという〈記〉の記述は、他の史書等には見えず史実とは認めがない。また元号は、抽象的な象徴や理想、中国での伝統的な瑞祥の名称等から取つてつけるのが一般的で、仏

教の事物に直結する名称はその範疇からはずれる。おそらく、天元帝が廢仏政策を緩和したことから仏教徒の間に生じた俗説であろう。〈記〉と同類の記事は僧伝史料の中にもわずかであるが見つかる。『続高僧伝』卷二九の僧明伝には、僧明が鄜州の山谷で仏像のような形の大岩を見つけて掘り出したところ、岩がひとりでに立ち上がったという奇跡があり、それを天元帝に上奏すると帝は奇瑞として大象と改元し、これが仏教復興のきっかけになったという記事がある。一方で、この年号はむしろ『老子』の「大象無形」によるとう意見もある。野村耀昌『周武法難の研究』(東出版、一九七六年)二〇三・二四七頁参照。

〈12〉「須復」他に用例を見ないので、文脈から「修復」と同様の意味と推定した。

〈13〉「黍離の詠」黍離は『詩經』王風の篇名、黍離の詩。東周の一大夫が、かつて都であった鎬京の付近を通り、周の宗廟・宮室がすでに壊れ失われて空しく黍畑に変じているのを見て、嘆いてつくった詩。ここでは、この詩に託して七帝寺の荒廃を嘆く心情を表している。

〈13〉「摩訶檀越」サンスクリット語の mahādānapati- の漢字音写で、大施主のこと。

〈14〉「前の定州贊治、并州總管府戸曹參軍、博陵の人崔子石」「贊治」は隋代の官名で、州の刺史の部下の官。北周等の治中の官に相当する。「并州」は現在の山西省太原市を中心とする州。總管(総)管府は、地方の一州または数州の軍政を統轄する總管の官府で、北周末から隋代には并州にも置かれていた。總管は州の刺史を兼ねることも多い。戸曹は總管府の一部局で州の民戸のことを司り、その長を戸曹參軍という。ここに書かれた崔子石の官職は「前」とあるので、開皇五年の時点では現職ではないが、ふたつとも隋代に入つてからのものという可能性がある。本稿附論一参照。博陵は定州内の郡で現在の河北省安平県附近。崔氏はここを本籍とする豪族であった。

〈15〉「前の薩甫下の司錄、商人の何永康」薩甫は、中国在住のソグド人を主とするゾロアスター教徒を管轄

する官職。北齊の官制での表記で、薩宝と同じ。「司錄」は「薩甫」配下の一役職名。詳しくは本稿附論「参考照。通常、薩宝の官にある者もその配下の者もソグド人であるから、何永康もソグド人と見てよい。南北朝後期から隋唐時代にかけて、中国には何姓のソグド人がおり、その当人や先祖は西域の「何国」（『隋書』卷八三西域伝）の出身であった。何国はソグディアナ地方の一都市クシャーニーヤ（Kushānīya）に当たる。何永康も崔子石と共に定州での寺院再建のため出資を依頼されたのであるから地元の商人であり、所属の「薩甫」も定州のものに違いない。

〈16〉「價は布金に等しく、貴きは祇樹に餘るも」 仏教の祇園精舎の故事を踏まえた一節。古代インドのコーサラ国の都シュラーヴアスティー（舍衛城）の富豪スダッタ（須達）が仏陀に帰依して精舎を建てたいと願い、そのためにジエータ（祇陀）太子の園林を買おうとした。太子は戯れに園全体に金を敷きつめられたら売ろうと言ったところ、スダッタは本当にそうしようとしたので、その徳に感じた太子は考え方を改めて園地を譲り、スダッタは買った園地を、太子は林樹を仏陀に寄進して、祇園精舎ができた。〈記〉は、この善行になぞらえることで、崔子石と何永康の寄付が大変意義深くまた多額であったことを強調している。

〈17〉「俗寺主」 崔子石と何永康がこのような役名で呼ばれたのは、七帝寺の施主であったからで、当時の造像の出資者が像主と呼ばれたのと同じことと思われる。「俗」を付けたのは仏寺の三綱の寺主と区別するためであろう。

〈18〉「素（塙）」して身跗を起こし 「素」は「塙」の仮借字。塙は、土をこねるという意味で「塑」に通じる。後文からわかるようにこの仏像は夾紵像で、この一節は、仏像の胴体と脚部の原型を土でつくることを述べている。夾紵像については〈20〉の項参照。

〈19〉「寶殿」 仏像を安置する寺の本殿・本堂。

隋重建七帝寺記(惠鑪造像記)について (齊藤)

〈20〉「柒の匣柱像には布一萬七千五百斤を用る」 文脈から「柒の匣柱像」は漆を用いた夾紵像（脱乾漆像）と解される。夾紵像は、まず泥で像の原型を作り、そのまわりに麻布を巻いて漆で塗り固めるのを何度も繰り返した後、内部の泥を取り除いて支柱を入れ、最後に像の表面を整えて修飾し完成するものである。〈記〉の内容から、製作に大量の漆と麻布を用いたことがわかるので、七帝寺の仏像はこうした手法で再建されたことはまちがいない。ただし夾紵像をこうした語で表現した例は他に見当たらない。施氏は、夾紵像は中空の構造なので「匣（はこ）」の字を用い、また像の中に支柱を入れるので「柱」の字を用いて表現されたとする。〔施〕七三—七四頁参照。

仏像製作に費やした布の数量を〈記〉が、「匹」や「端」等の布地の単位ではなく、「斤」（重さの単位）で表した理由は不明。訳文では「斤」のままにしたが、あまりにも数値が大きいので、単位に何らかの誤りがあるかもしれない。

〈21〉「黄金八萬七千薄を用る、料るに、…」 塚本aは「…黄金八万七千薄料。像及殿…」とする。また施氏は「…黄金八万七千、薄料像及殿…」と読む。そして「薄」は「鍛」・「敷」と意味上通じるとし、「薄料」は仏像・本堂に用いる金飾料のことであると解釈する。〔施〕七四頁。しかしそう読むと黄金だけ数量の単位が欠け、何の数量か不明瞭になってしまふ。筆者は「薄」を「八万七千」に続けて読み、金箔の枚数を表したものと解釈する。ちなみに太和十六年の三丈八尺の弥勒仏像の製作には「黄金二千（欠）百斤」が使われたと前述の「七宝瓶銘」には書かれている。〈記〉の「八万七千」の単位は重量の「斤」ではないであろう。

〈22〉「勅旨」 隋唐時代の詔勅の一形式であるが、ここでは詔勅一般のことと解してよい。〈記〉に書かれた州県僧尼官寺建立の詔勅は編纂史料には見られず正確な発令年次や勅文は不明である。塚本氏は、詔勅の発令は「大隋南宮令宋君象碑」（『金石萃編』卷三八所収）も言及していることを指摘し、開皇三年の頃とする。

〔塚本a〕参照。

〈23〉「安憲令裴世元、王、劉二尉」「安憲令」は、定州州治の置かれた安喜県（現在の河北省定州市一帯）の県令のこと。県令は県の長官。「二尉」は一人の県尉を意味する。県尉は県令の部下の官で、各県ごとに規模に応じて一人から六人置かれ、県の徵税や司法等を司った。裴世元と王・劉の二県尉については他に記録がなく不明。

〈24〉「縣寺」

県厅あるいは県令が維持・経営の責任を持つ仏寺で、隋文帝時代に設けられた。〔塚本b〕参照。

〈25〉「二長」 各県の行政下で一般民の中に置かれた郷里の長のことと思われる。隋代の県寺の建立に郷里の長も協力していたことは「大隋南宮令宋君象碑」からも知られる。〔塚本a〕参照。北魏・北斉・隋唐では郷里に三長が置かれた。隋初の地方には、五家の長を保正、一二五家の長を里正、一〇〇家の長を党長とする三級の長が置かれた。『通典』卷三郷党の条参照。『二長』とはこの三長のどれか二つを指すか、あるいは「三長」の誤りであろう。ただ、西魏大統年間には郷里の長が二長であつたともとれる史料もあるが『周書』卷一三蘇綽伝)、『記』の二長との関係はわからない。

〈26〉「結邑」 後の文脈から義邑のことと解される。義邑とは、中国南北朝時代から唐代にかけて盛んに結成された、地域社会の仏教信仰団体のことである。『記』によると地元で結成された義邑が七帝寺の再建や運営を後援していたことがわかる。

〈27〉「十二州の左開府其无兵、右開府和兀志」 この二人も七帝寺復興に関して名が挙げられている以上、定州附近に勤務していたのである。そうすると官名に付けられた「十二州」も定州に関係あると思われるが、そのような地域名としての「十二州」は管見の限り編纂史料の中には見出せない。ただし開皇六年作「龍藏寺碑」(『彙編』一三頁)の碑陰には「盪刃將軍恒州十二州帥都督劉多羅」の記載があるので(「魯」第七冊、

一一九〇頁)、定州の西隣りの恒州にも関係があつたようである。このような点から「十二州」は定州周辺に駐屯の軍隊・兵士に関わる何らかの地域名かと推測されるが、詳細は不明である。

「左開府」・「右開府」は单一の官名ではない。地方在勤の武官で開府と呼ばれるのは、開府儀同三司を散官号とする驃騎將軍しかない。驃騎將軍は当時の地方各軍府(驃騎府)の長官であった。地方軍府の名称の形式については、谷霽光『府兵制度考証』(上海人民出版社、一九六二年)一一三頁、孫繼民『唐代行軍制度研究』(文津出版社、一九九五年)六六・六七・八一頁、によればほぼ以下になるであろう。隋初の地方各軍府は中央の十二衛府のどれかに所属し、さらに十二衛府ごとに所属下の各軍府には左右の別を付して番号が割りふられていたようである。そのため当時の地方軍府は、「所在州名」・「所属十二衛府名」・「左右の別」・「番号」のすべてが一部で表示された。例えば上記の「龍藏寺碑」の碑陰には「恒州右十七開府」等の記載がある(「魯」第七冊、一一九〇頁)。だから〈記〉の「左・右」も軍府名を区別するための一表示である。おそらく定州では左右の区別だけで地元のどの軍府のことか特定できるので、このような略記をしたのであろう。上記一人と次の字文義は他の文献に名が見えず不明。

〈28〉「副の儀同字文義」　副儀同という単一の官名はない。地方軍府の長官の名に統いて挙げられているので、これは「副官の儀同三司」と解釈すべきである。北周末から隋初にかけて地方軍府の副長官は車騎將軍で、その散官号が儀同三司であった。字文義は前述の其无兵か和元志の副官であったのだろう。

〈29〉「軍人」　ここでは前述の其无兵・和元志の統括する軍府に属する兵士達を指す。隋代府兵制度下での「軍人」の語の意味については、氣賀澤保規『府兵制の研究』(同朋社、一九九九年、東洋史研究叢刊五七)第一篇第三章「北朝隋の「軍人」について」参照。

〈30〉「邑義」　邑の法義(同じく仏法の道義を信する組合の一員)を意味し、義邑を構成する在家信者のこと。

また義邑と同じ意味で使われることもある。山崎宏『支那中世仏教の展開』（法藏館、一九七一年）七六八頁参照。

〈31〉「前の刺史昌平公元巖、後の刺史南陳公豆盧通」二人とも北周・隋時代の官僚である。元巖（？—五九年）は洛陽の人で、北周で内史中大夫、隋で兵部尚書・益州總管府長史などの官を歴任し、剛直の士として知られた。『北史』卷七四・『隋書』卷六二に伝があるが、そこに記録された当人の「平昌郡公」の爵号は〈記〉から「昌平郡公」の誤りとわかる。豆盧通（五三八—五九七年）は昌黎徒河の人で、北周で北徐州刺史、隋で定州・相州刺史など主に地方官を歴任した。『北史』卷六八・『隋書』卷三九に伝がある。二人の定州刺史在任時期については本稿附論一参照。

〈32〉「匡究」 管見の限り他の文献には見当たらない語である。『廣韻』によれば「究」は「救」と同音なので、ここでは「匡救」（ただしすぐう）の意に解し、「善導・援助」と訳した。

〈33〉「持須」 他に用例を見出せなかつたので、文脈から考えて「護持」の意味に解した。

〈34〉「須財」 名詞としての用例を他に見出せなかつた。「須」は「資」と同様の意味を含むことと文脈から考えて「資財」の意味に解した。

〈35〉「寺僧」 寺所属の僧。七帝寺所属の僧を指す。おそらく名の書かれた一〇人は主だった僧で、他に約千三百人の所属の僧がいたのである。

〈36〉「都維那」 義邑の幹事・世話役。この役名のもとに記録されているのはみな俗人の名なので、この場合は義邑の都維那であり、寺院の都維那ではない。施氏はこの役職の王純陁・李波利・楊伽等を僧と見なしているが（〔施〕七四頁）、正しくない。

〈37〉「都當維那」 この役名のもとに記録されている二人は俗人なので義邑の都維那の一種かと推測されるが、

他に用例を見出せなかつたので、一般的の都維那との違いはよくわからない。

〔現代語訳〕

大隋の開皇五年、歳次乙巳、八月乙酉朔、十五日己亥、前の定州沙門都で故の魏七帝旧寺主の惠鬱、像主の玄凝等。

先師の僧暉が去る太和十六年に敬んで三丈八尺の弥勒仏の金像を造つてより、後周(北周)の建徳六年歳次丁酉に至り、「北周王朝は」仏像を破壊し、僧尼を還俗させた。七年六月に至り、北周の皇帝宇文邕(武帝)は、三宝を滅ぼしたため現世で迦摩羅の患いという報いを受けた。「そこでやむなく」一時、天元帝(宣帝)を扶立てて帝位を継承させ、宣政と改元した。二年に至り、父帝が仏法を損壊し僧を破戒させたために、仏像を造ることを願つて、大象元年と改元した。しかし北周王朝は滅亡寸前の時で、「造像を」いまだ実現できぬうちに、帝位を大隋国皇帝楊堅に譲り、開皇の年号が建てられたのである。

聖君が天下を治めてから風俗は変わり、国家は泰平、民は安寧となり、すべての地方がなつき従つている。
「さうに帝は」三宝を護持し、おおむね「仏寺を」建造・修築させ、相次いで詔勅を下して、仏法を第一「の教え」とした。

惠鬱は弟子の玄凝等と共に、当寺(七帝寺)を修理し以前の仏像を修復したいと願つたが、旧所は他人の所有となつており、悲嘆の声をあげてもすでに仕方なく、泣きながら胸中に黍離の詩を誦えるのであつた。「そこで」大施主である、前の定州贊治・并州総管府戸曹參軍で博陵の人崔子石、前の薩甫下の司錄で商人の何永康の兩人

に、共に七帝寺を買い戻していただくことを依頼した。「購入の」代価は「須達長者の」敷いた金に等しく、高額なことは祇陀太子の「布施した」林樹を超えるほどであったが、「兩人は」一度に私財を投げうち、二人の志から寄付を一緒に行ない、そろって「七帝寺の」俗寺主となつたのである。

開皇元年から仏像の頭と手を造り、あわせて大鐘を鋳造した。五年に至り、土をこねて「仏像の」胴体と脚部を造立し、かねて本堂を修築した。合計すると、夾紵立像には布一万七千五百斤・漆十二斛・金箔八万七千枚を用い、総計すると、仏像と本殿の分合わせて錢五千七百貫を費やした。

にわかに勅旨を賜り、大県ごとに別に僧尼の二寺を建立することが許された。安喜県令の裴世元と王・劉二県尉等は、七帝寺旧所の仏像と本殿がともに造成されたことをうけ、州に上申し朝廷に上表して、「七帝寺が」県寺とされるようにし、あわせて官人達を導き、「地元の」二長達に勧めて、義邑をことごとく尊重し、敬って伽藍に奉仕させることにした。加えて十二州の左「軍府の」開府其无兵・右「軍府の」開府和元志と副「官」の儀同三司宇文義は、心に深く誓つて善に帰依するよう兵士達に説いた。胡人・漢人の男女邑義一千五百人からなる三つの義邑が心を合わせ、四方「の地域」が共に助力した。前の「定州」刺史昌平公元巖、後任の刺史南陳公豆盧通はどちらも終始「事業を」善導・援助し、労いとご教示を下さり、お世話いただいた。仏像と本殿が完成したのは共に二公のおかげである。

それでも北周の皇帝が仏像を破壊して受けた報いの悪いは軽いものではなかつた。今の世にも後世にも「仏像を」護持し尊重することを勧める。仏像の足元に宝物を安置しないのは、盜賊が現れて資財を破損することを心配するためである。重ねて戒めて、「以上を」石に刻んで千載にわたつて示しておこう。(後略)

三 七帝寺の再建と定州の社会的背景 —むすびにかえて—

〈記〉の内容については今まで考察したとおりである。一方、七帝寺をめぐる問題であるが、定州の仏教や隋文帝の佛教政策と七帝寺との関係については、前掲の諸研究があるのでそれに譲ることにする。そしてここでは七帝寺の歴史を略述した後、従来注目されたことのなかった隋初の定州における七帝寺再建の社会的背景について述べ、結びにかえたい。

七帝寺の創建年代は、明示する史料もなく不明である。「定県志」は、寺名の「七帝」が北魏孝文帝創建の「(天子)七廟」と関係することと「七宝瓶銘」の記述から、創建を孝文帝時代(西暦四七一—四九九年)とする。⁽¹⁶⁾その後、東魏時代に七帝寺の名は〈二寺造像記〉にも現れ、七帝寺の下に義邑がつくられ造像活動が行なわれていたことが知られる。北周治下の寺院・仏像の破却、隋初の再建は〈記〉にあるとおりである。七帝寺は後に正解寺(開皇一六年)⁽¹⁸⁾・開元寺と改名された。北宋時代には、定州の僧慧能の将来したインド仏典・仏舍利を安置するため、寺内に仏塔の建立が始まり至和一(一〇五五)年に完成した。⁽¹⁹⁾これが現在の開元寺塔(料敵塔)であるが、寺院は現存していない。

次に七帝寺再建の社会的背景について述べる。

定州は河北地方の一州で漢人の居住地であるが、中国北辺に近いため他の民族も特に五胡十六国時代以降、来住するようになった。五胡時代から定州附近には北方から、トルコ系民族と思われる丁零が来住しており、南北朝時代には、兵士や流民としてやってきた鮮卑系の北族も附近に定着していた。⁽²⁰⁾また定州は五胡・北魏時代にすでに様々な物資や珍宝の集まる商業の盛んな地で、加えて絹織物の特産地であった。⁽²¹⁾おそらくこうした理由から、

南北朝から隋唐時代にかけてソグド人も定住していた。〈記〉の何永康はソグド人であり、七帝寺再建のため出資しているので相当財力があつたのであろう。

隋代定州のソグド人と〈薩宝〉の存在は何永康の例以外からも証明できる。「大唐洛陽康大農（婆）墓銘」（貞觀二一年）には、康大農は父が隋代の定州の薩宝で（つまりソグド人）、家が非常に富裕であったと書かれている。²²⁾ 降って唐開元・天宝時代には何明遠という富豪があり、絹織物の織機を五百台所有していた。²³⁾ 何明遠は胡人と取引している点やその姓から考えてソグド人と思われる。このように隋唐時代の定州には〈薩宝〉の統轄の下でソグド人が住んでおり、その中には盛んな商工業を背景に富裕な者もいたのである。

一方、もう一人の出資者は崔子石で、〈記〉によれば博陵崔氏の一族である。崔氏は定州内に本拠地を持つ豪族であった。²⁴⁾ こうした階層の中には地方の名士がいて、南北朝時代に別駕・治中などの地方官もその中から選任された。崔子石も、治中に当たる贊治（隋初の官名）の官についていた。こうした点から崔子石は定州内の豪族階層の人であったのは確実である。そして一般民と比べれば富裕であつたはずである。

したがつて七帝寺再建に出資した二人は、一人が漢人でおそらく地方の名士、もう一人が非漢人のソグド人で、定州の住民構成の複雑さを反映している。また見方を変えれば、一人は豪族、もう一人は商人で、定州社会の中で富裕な部分を代表しているとも言える。七帝寺再建のため恵鬱等に出資を依頼されたのがなぜこうした二人であつたのかは、当時の定州の社会的背景を考えると説明がつくのである。

仏寺の再建には財力だけでなく、多くの地元民の協力も必要であり、その前提になるのは民間での仏教信仰の広がりと盛んさである。定州はその点でも有利な地域であった。定州一帯では六世紀におびただしい数の石仏像がつくられ、また寺碑が多く残されており、当時この地の民間で仏教信仰が盛んであったことが知られている。²⁵⁾

こうした文物の銘文からは、仏教の民間信仰の活動の中心は漢人であったが、外来民族出身者（かなり漢化し

ていたであろうが)も活動に加わっていたことがわかる。〈記〉の何永康の他にも、例えば前述の康大農は長子を須達(=スダッタ)と名づけていることから仏教徒であったと思われる。⁽²⁷⁾また〈残碑〉碑陰には造像関係者として「車非」姓、大像主(造像出資者)として五人の「鹿」姓の人名が記されている。「車非」も「鹿(もとは「阿鹿桓」)⁽²⁸⁾」も鮮卑系の姓である。

〈記〉では、七帝寺を支援するための邑義の人々を「胡漢士女邑義一千五百人」と表現している。この中の「胡」はせまい意味では西方イラン系民族を指すが、匈奴・鮮卑など北方遊牧民を含んで広く北方・西方の異民族の意味でも使われる。だから〈記〉の「胡漢」の表現は、漢人と共に北方・西方民族起源の人々が義邑の中に無視しえないほど相当いたことを示しており、定州の住民構成や民間仏教信仰の実態と合致しているといえる。また〈記〉によると邑義の人数は千五百人と、かなり多い。誇張の可能性もあるが、当時定州附近の民間仏教信仰の盛んさを示す様々な史料から考えると、この数はそれほど不思議なことではない。

以上のように、南北朝・隋唐時代の定州に関する様々な事実・史料を考えあわせると、〈記〉に記された七帝寺再建事業の実態は当時の定州の住民構成・社会構造をよく反映していることがわかる。世俗社会の時代的・地域的特徴は造寺・造仏といった活動にもよく表れることを〈記〉は示している。

附論一 〈記〉に現れる官人達

イ. 崔子石

崔子石の名は〈殘碑〉にも現れる。その箇所は「遂有(残欠二字分)(空格一字)王屬州兼贊治崔子石」となつ

ている。⁽³⁰⁾ 崔子石についてはこれ以外に記録がない。〈残碑〉には〈記〉の内容に重なる部分がかなりあることがすでに知られており、また「贊治」の官職名が現れているので、〈残碑〉と〈記〉はどちらも崔子石の同じ官職を示している可能性を認めて、以下論を進める。

〈残碑〉の「贊治」は〈記〉の「定州贊治」に対応するはずであるから、そうすると〈残碑〉の「(一宇欠)空格一字)王属州」は〈記〉の「并州總管府戸曹參軍」に対応すると推定できる。ただし両者はかなり異なった表現ではある。しかし両者は同じことを述べていると判断できる鍵が〈残碑〉にある。〈残碑〉側になぜ空格が一字あるのかを考えると、これは隋皇族の王号中の「王」字があるための闕格（敬意を表するため空格を置く書式）と見るのが最も妥当である。〈残碑〉の他の箇所の「皇孫」という隋皇族に関わる語の前には空格が一字置かれている。一方、王号でも「故斉博陵王高濟」のように他王朝の王号には空格が置かれていない。こうした理由で〈残碑〉の「欠字・空格・王」の部分は隋の皇族の王号と推定する。今度は〈記〉の「并州總管府戸曹參軍」の方を考慮すると、実は隋初の并州總管は後の煬帝（楊広）で当時晋王と呼ばれていたことが知られているのである。⁽³¹⁾ そうすると〈残碑〉の先の三字は「晋（空格）王」と復元できるのではないか。そして続く「属州」は晋王が總管として統治する并州を指すと推定する。ただし問題も残る。「属州」の後は「兼贊治」で兼職名を示す。そうすると当然「兼」の直前にも官職名がなければならず、地理的用語が付くのは不自然といえる。他に実例は見たことがないのであるが、もし「属州」が属州の官まで意味しているのであれば、「晋（空格）王属州」が「并州總管府戸曹參軍」の役職を粗く表現したものと解釈できるであろう。

この仮定が正しければ、〈記〉の「并州總管府戸曹參軍」は晋王配下の官で、したがって隋代に入つてからの官ということになり、またその職は、〈残碑〉の「兼」の表現から、「定州贊治」との兼職ということになる。つまり定州贊治も并州總管府戸曹參軍も隋代に崔子石が同時に兼ねていた官であり、北周時代の官ではないと推論

されるのである。しかしこの推論にも都合の良い点悪い点がある。贊治は各州に置かれた隋初の一官職名で、隋代での在職と見るので好都合な点である。一方、都合の悪い点は、并州と定州は互いに離れた別の州であって、一人が同時に両方の地方官を兼ねるのは難しいという点である。

以上のように筆者は、〈残碑〉との対応から、〈記〉の崔子石の二官職は隋代での兼職との可能性を認める。しかし推論を重ねた部分や問題点もあるので、断定はせず後者を俟ちたいと思う。

ロ・元巖と豆盧通

〈記〉の内容だけでは二人の刺史在任時期がはつきりしないが、『隋書』によつてこの点をある程度明らかにできる。『隋書』に刺史在任が記録された豆盧通の方から考察するが、次の記事がある。

開皇初、進爵南陳郡公。尋徵入朝以本官典宿衛。歲余、出拜定州刺史。後轉相州刺史。……(『隋書』卷三九、豆盧勸附伝、豆盧通の条)

冬十一月壬辰、考使定州刺史豆盧通等上表、請封禅、上不許。(同卷一、文帝紀、開皇九年の条)

前者の史料には、豆盧通は開皇初めに中央で宿衛にあてられたが、一年余りで定州刺史に転出したとあるので、定州刺史になったのは開皇二年頃と考えてよい。また後者によると、開皇九年十一月に豆盧通が依然その任にあつたことがわかる。したがつて、開皇五年当時の現任刺史は豆盧通であつたと確認できる。

一方、元巖も定州刺史であったことは、〈記〉の他に、〈残碑〉の「……上開府儀同三司定州諸軍事定(残欠)史昌平公元巖……」という一節からも窺われるが⁽³²⁾、正史側には相応する記事が見られない。現行『北史』卷七五には元巖が河北道行台に在職したとれる一節があるものの、これは字句の脱落のためで、正確な記述ではない。脱字のない記事は『隋書』にあり、その卷六二・元巖伝には、隋朝成立後の当人の履歴について、

高祖（隋文帝）：及受禅、拜兵部尚書、進平昌郡公（ママ）、邑二千戶。巖性嚴重、明達世務、每有奏議、侃然正色、庭靜西折、無所迴避。上及公卿皆敬憚之。高祖初即位、每懲周代諸侯微弱、以致滅亡。由是分王諸子、權侔王室以磐石之固、晉王廣鎮并州、蜀王秀鎮益州。二王年並幼稚、於是盛選貞良有重望者為之僚佐。于時巖與王韶俱以骨鯁知名、物議稱二人具侔於高穎、由是巖為益州總管長史、韶為河北道行台右僕射。……開皇十三年卒官。

とある。

引用文にはまず元巖が兵部尚書となつたとあるが、これは『隋書』卷一、文帝紀によると開皇元年二月のことである。ただいつまでこの職にあつたのかを示す記述は『隋書』・『北史』にはない。さらに引用文には、蜀王秀の益州派遣にあたり、元巖はその補佐役として益州総管長史に転出し、開皇十三年に現任のまま死去したとする。転出時の年月は明示されていないが、元巖と同時に王韶が河北道行台右僕射に転任していることがわかる。

河北道行台の設置は、『隋書』文帝紀によると開皇二年正月のことで、王韶の転任はこの頃と考えられるので、元巖の転出も同時期であろう。したがつて元巖は開皇二年初め頃から開皇十三年に死去するまで四川で益州総管府長史の職にあつたと推定できる。

そうすると元巖の定州刺史在任は開皇二年初め以前と考えざるをえなくなる。伝に記された兵部尚書との兼ね合いか問題になるが、実は『資治通鑑』卷一七五、陳太建一四年（開皇二年）正月の条には元巖が兵部尚書から益州総管長史に転出したという記事がある。これによれば、元巖が定州刺史であった時間的余地はなくなり、『記』や『殘碑』の記述と矛盾してしまう。しかし前述のように『隋書』・『北史』の記事は『通鑑』の記述どおりではない。ただ二書の記述は『資治通鑑』のように直接転出と「解釈」できる余地は確かにある。また管見のかぎり『通鑑』の基づいた史料は一書の関連記事以外見当たらぬ。だから二書の記述は直接転出を意味してい

なかつたのに、それを『通鑑』の編者が異なつた解釈をして直接転出と記述してしまつた可能性はある。それに元巖の開皇年間の定州刺史在任を示す石刻史料二つの存在はほぼ同時代史料でもあり、やはり無視しえないのである。

こうした理由から筆者は、この時期の元巖の官歴を、開皇元年一月兵部尚書就任、間もなく定州刺史転出、開皇二年初め頃益州総管長史転出と推定し、『通鑑』の記述を誤りとみる。定州刺史在任の時期をこのように考えれば、元巖は豆盧通の前任者に位置することになり、〈記〉の記述や豆盧通側の史料に合う。

以上をまとめると、元巖の定州刺史在任は開皇二年初め頃までの一年足らず、豆盧通の在任は開皇二年頃から九年以降までというのが筆者の推定である。

以上の結果からさらに、関連する一石刻史料の今まで注目されなかつた点を指摘しておきたい。

豆盧通と仏教の関わりを示す史料としては他に、山西省平定県の「豆盧通等造象記」⁽³³⁾がある。この造像記の年紀は開皇元年四月八日で、「大施主使持節定州諸軍事南陳郡開国公定州刺史豆盧通世子僧奴」の記載がある。

この造像記を採録した『山右石刻叢編』卷三は、豆盧通の肩書きが『隋書』の当人の伝記の記述と一致するとし、一方、造像記末尾に列記された他の「像主」達の名は、各人の官称号についていた州名の特徴から見て、後の補刻であるとしている。⁽³⁴⁾しかし上述の考察を考えあわせると、造像記にある肩書きと『隋書』の記述は実は矛盾し、『山右石刻叢編』の考証が正しくないことがわかるであろう。なぜなら、豆盧通が定州刺史になったのは早くとも開皇二年初め頃で、元年四月の可能性はないからである。したがつてこの造像記の豆盧通の名と肩書きも、他の像主達同様、後の補刻と考えるか、あるいは実際は造像記全体が開皇元年四月八日より後の作成と考えた方がよさそうである。⁽³⁵⁾

附論二　〈薩宝〉について

〈記〉には「薩甫」とあるが、これは北斉の官制での表記で、隋では「薩保」、唐では「薩宝」が主に用いられた。同じ時代でもこれら表記の混用も見られる。以下、上記三表記を区別せずこの官職を指す場合、〈薩宝〉を使用する。北朝・隋と唐とでは〈薩宝〉の性格が異なり、隋までは主に中国在住のソグド人集落を統轄するためのもので、首都・地方諸州に置かれたが、唐代では首都のゾロアスター教徒・寺院の管理が主な職務になっていた。^{〔36〕}

〈記〉の何永康は薩甫の下で「司録」の役職についていた。歴代王朝の〈薩宝〉の下にこの職名があったことは他の文献からは知られていない。北齊・北周・隋の官制の内「司録」の官名があったのは北周のみで、総管府の官職である。〈薩宝〉下のある役職を表現するのに、この名が〈記〉で便宜的に借用されただけなのか、それとも公式の官として同名の官職が〈薩宝〉下にもあったのかはわからないが、役職名の時代的特徴を考えると、〈薩宝〉下の「司録」はやはり北周時代の職名である可能性が高い。^{〔37〕} ただ、「薩甫」は北斉風の表記で、定州が北周支配下にあつたのはわずか四年ほど、〈記〉の記述内容の下限は隋開皇五年と、断定を下すには難しい条件もある。したがってこの問題で確実な言い方をしようとすれば、北斉末から隋初までを通じてか、あるいはその間の一時期に何永康は〈薩宝〉配下の一役職にあつたことになろう。

〈薩宝〉の原語をめぐる議論には百年以上の歴史がある。原語について長い間最も有力であったのは藤田豊八の説で、〈薩宝〉が仏典の「薩薄」（「商主」の意味）と意味や音が似ているとして、薩薄の原語の (SkT) sārtha vāha^{〔38〕} を同じく薩宝の原語と考える説である。それ以外の過去の議論はアントニーノ・フォルテ (Antonino Forte) 氏の「薩宝問題」に詳しく出しているのでここでは触れず、最近の重要な研究のみ紹介し筆

者の意見も簡単に述べておこうとする。

現在最も重要なのは吉田豊氏の説である。氏は、四世紀のソグド語の手紙（敦煌附近出土、一般に *Ancient Letters* と呼ばれる）の中に *s'rp'w* ～*s'rv* 語を見出し、その文脈上の意味と音韻上の対応からこれを〈薩宝〉の原語と断定した。そして一方 *sārthavāha-* は薩薄の原語ではあっても、〈薩宝〉とは音韻面で対応せず互いに区別すべきとした。⁽⁴⁰⁾

現在この説は広く受け入れられているが、その後フォルテ氏が異論を唱え、やはり藤田説を正しいとした。氏がその主な根拠としたのは、藤田豊八が言及しなかつた、隋唐の中国在住ソグド人の漢文墓誌銘に現れる「摩訶薩寶」・「摩訶大薩寶」等の官名である。この中の「摩訶」はサンスクリット語の *mahā* であるからそれに続く「薩寶」もサンスクリット語であるはずで、全体で *mahāsārthavāha-* を漢字音写したものと考えたのである。そして他にも、六世紀の吐魯番文書中に麹氏高昌国の *おそらく* 祢教関係の官名が「薩薄」と書かれていることや、中国に「薩保」や「薩宝」を個人名とする仏教徒がいたこと等を挙げて〈薩宝〉と仏教のつながりを示唆している。

sārthavāha- 説に関して一つ次のような指摘をしておきたい。もし原語が (Skt) *sārthavāha-* であれば、「薩薄」同様、〈薩宝〉がそのままの語形で、何らかの漢訳仏典に出ていてもよさそうであるが、管見のかぎり、漢訳仏典の中に〈薩宝〉の語を見出すことはできなかつた。見逃している事例もあるかもしれないが、あつてもわずかな事例しかないであろう。サンスクリット語の漢字音写語のほとんどは仏典から出でているので、〈薩宝〉の原語をサンスクリット語と考えるには不都合なことである。〈薩宝〉の原語と仏教・仏典との直接のつながりは弱いような気がする。

よく考えてみると、この問題に関する吉田氏とフォルテ氏の指摘は互いに異なる意義を持つものといえる。

吉田氏は、〈薩宝〉に音韻・意味上十分に対応する語が当のソグド人の言語中に実際あることを示したのであり、その事実・意義は否定できない。一方フォルテ氏が挙げた事例は、〈薩宝〉の原語を示すというより、むしろその利用・普及のあり方を示すものであろう。そしてそこから窺えるのは、〈薩宝〉の語が漢人社会での普及の一面で仏教の影響を受け、また使用上「薩薄」との同一視・混用もあったということではないか。確かに〈薩宝〉の語と仏教にまったく関係がなければフォルテ氏が挙げた事例は起こりえない。すでに指摘のあるとおり中国在住のソグド人の間には熱心な仏教徒も珍しくなかつた。⁽⁴²⁾ 〈記〉や康大農（婆）の墓誌銘（前述）からは〈薩宝〉関係者の中にも仏教徒がいたこともわかる。中国在住ソグド人への仏教の浸透を前提にして〈薩宝〉の語の利用・普及の問題を考える時、フォルテ氏の挙げた事例にも価値が認められるのではないか。

本文註

- (1) 「定県志」一五丁a・b
- (2) 定州地方志編纂委員会編『定州市志』（中国城市出版社、一九九八年、中華人民共和国地方志叢書）一〇一六頁。同書によれば、〈記〉と内容上関係のある「七寶瓶銘」・「高帰彥造像記」・「一寺造像記」・「殘碑」の各原本もすでに失われているという。一方梁披雲編『中国書法大辞典』（書譜出版社、香港、一九八四年）は〈記〉が衆春園にあるとしているが、これは「定県志」の記述に依っただけのようである。同書一二七九隋重建七帝寺記（惠鬱造像記）について（齊藤）

頁。

(3)『定州市志』一〇一八頁。

(4)塚本善隆氏は、魯迅の生前所蔵する「記」の拓本を実見したことがあるという。「塚本a」一六四五一一四六頁・註一参照。

(5)【顔】九五六八頁。

(6)【定県志】一三丁b一一五丁b。

(7)【塚本a】一六四五一一六四六頁・註一。

(8)【塚本b】七五四一七五五頁。

(9)『北周六典』一六三頁。引用は次のとおり。「故魏七帝旧寺、後周建德六年破滅大像、僧尼還俗。天元承帝改為宣政、前定州贊治并州總管府戶曹參軍博陵人崔子石、薩甫下司錄商人何永康一人、同贍得七帝寺。」六二六頁・六五一頁にもこれと少し異なる形で「記」を引用しているが、やはり同じ問題がある。

(10)例えば羅豐編『固原南郊隋唐墓地』(文物出版社、一九九六年)一八八頁、宋新江「北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落」(『国学研究』第六卷、一九九九年)六七頁。

(11)七一一七一頁。

(12)一〇四三一一〇四六頁。

(13)九五六、九六一一九六一頁。

(14)題名は以下のとおり様々である。

・七帝寺碑・『定県志』・『定州市志』

・七帝寺造像記・「魯」・『淑德大学書学文化研究センター藏中国石刻拓本目録』

- ・魏七帝寺修寺記..「塚本a」・「塚本b」
- ・(隋開皇五年) 恵鬱造像..『北周六典』
- ・七帝寺主惠鬱等造像..『中国書法大辞典』
- ・重修定州七帝寺記..「施」
- ・惠鬱等造像記..「彙編」
- ・隋開皇五年定州旧七帝寺主惠鬱造像記..「顔」
- ・隋重建七帝寺記..京大人文研(所蔵拓本の名称)
- (15) 造像記については佐藤智水「北朝造像銘考」(『史学雑誌』八六卷一〇号、一九七七年、一一四七頁、再録..同『北魏仏教史論考』第二章「北朝の造像銘」(岡山大学文学部研究叢書一五)岡山大学文学部、一九九八年、七七一~三三頁) 参照。
- (16) 「定県志」卷二、二二丁b、「顔」九五〇~九六二頁、『定州市史』一〇八七一~一〇七九頁。
- (17) 「定県志」四丁a・b。
- (18) 〈残碑〉についての「定県志」の考証による。「定県志」二二丁b~二二丁b、歐陽棐『集古錄目』卷四と陳思『宝刻叢編』卷六の「正解寺碑」の項参照。
- (19) 開元寺塔については、村田治郎「河北省定県開元寺の塔」(『中国建築史叢考—仏寺仏塔篇』中央公論社 美術出版、一九八八年、所収)二二五~二九頁参照。
- (20) 五胡十六国・北魏時代の定州については、前田正名『平城の歴史地理学的研究』(風間書房、一九七九年)二二六~二六八頁参照。定州丁零については、同書二五一頁参照。鮮卑系の北族の定州附近への流入については、周一良「領民酋長与六州都督」(『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第二〇本上冊、一九四八年)

七五一九二頁参照。

(21) 北魏時代の定州の商業・交易については、前田前掲書、二三一五一一五五頁参照。北魏から唐にかけての定州の絹織物産業については、佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』下(風間書房、一九七八年)四二一五一九〇一九一、三一四頁参照。

(22) 「大唐洛陽康大農墓銘」(周紹良編『唐代墓誌彙編』上冊、上海古籍出版社、一九九一年、九六頁)。墓銘には「君諱婆、字季大、博陵人也。本康國王之裔也。高祖羅…、父和、隋定州薩宝、…」とあり、当人の富裕さを「世而襲衣纓、生資豐渥、家僮百數、鑑藏巨万」と表現している。

(23) 『朝野僉載』を引く、『太平廣記』卷一四三「何明遠」の条。

(24) 博陵崔氏について、Patricia B. Ebrey, *Aristocratic families of early imperial China; A case study of the Po-ling Ts'ui family* (Cambridge University Press, Cambridge, 1978) の研究がある。

(25) 南北朝時代から隋初にかけての州刺史配下の地方官の選任については、浜口重国「隋の天下一統と君權の強化」(同『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六年所収) 参照。

(26) 宿白「定州の工芸と静志寺・淨衆院両塔地宮文物」(『地下宮殿の遺宝—中国河北省北宋塔基出土文物展—』出光美術館、一九九七年) 九一—一〇頁。定州一帯で盛んにつくられた白石仏像については特に、李杰・田軍「定州系白石仏像研究」(『故宮博物院院刊』一九九九年第三期、六六一八四頁) 参照。南北朝・隋唐時代の定州の主要な寺碑・造像記については『定州市志』一〇一六一〇一七、一〇一一一〇一三頁に解説があつる。

(27) 註三五の康大農墓銘。

(28) 「定県志」一一一丁^a。

(29) 『北魏書』卷一「三官氏志、陳連慶『中国古代少数民族姓氏研究』(吉林文史出版社、一九九三年) 一〇七
一一〇八、一四三頁参照。

(30) 「魯」第七冊、一二二三頁。この碑の原石はいくつにも割られた形で発見された。この一節と後述の一節
(元巖関連、註三三) のそれぞれの上部と下部は別々の石にある。その上下の対応は「魯」第七冊による。

(31) 『隋書』卷三、煬帝紀上。

(32) 「魯」第七冊、一二三四頁。

(33) 拓本写真版 ..「彙編」二頁。

(34) 胡聘之編『山右石刻叢編』(光緒二七(一九〇一)年)卷三、二丁b—三丁a。

(35) 岑仲勉氏は、反対にこの造像記の年記を作製時のものとする。そしてこの記録をもとに豆盧通は開皇元年にすでに定州刺史で、「隋書」豆盧通伝の「開皇初、：歳余、出拜定州刺史」は誤りとする。同『隋書求是』(商務印書館、北京、一九五八年)八〇一八一页。しかしこの判断は岑氏が〈記〉を考慮していないためで、正しくない。〈記〉によれば開皇元年以降、豆盧通には前任者(元巖)がいたのであるから『隋書』の記述に問題はない。

(36) 荒川正晴「北朝隋・唐代における「薩宝」の性格をめぐって」(『東洋史苑』五〇・五一合併号、一九九八年、一六四一八六頁)参照。

(37) 荒川氏はこの役職を北周のものとし、「ソグド人聚落内に存在した書記長的な者の漢語的な表現であったのであろう。」と推測する。荒川前掲論文、一七〇頁。

(38) 藤田豊八「西域研究(第二回)——四 薩宝につきて——」(『史学雑誌』三六卷三号、一九二五年、一九五一二五頁、同『東西交渉史の研究——西域篇及附篇——』岡書院、一九三三年、再録)。

隋重建七帝寺記(惠鬱造像記)について(斎藤)

二二

(39) アントニーノ・フォルテ (Antonino Forte) 「薩宝問題」(『シルクロード・奈良国際シンポジウム』

第四号、なら・シルクロード博記念国際交流財団シルクロード学研究センター、一九九九年) 一〇二—一二四頁。

(40) 吉田豊「ソグド語雑録(II)」(『オリエント』三一巻一号、一九八八年) 一六八—一七一页。

(41) フォルテ前掲論文、一一〇—一一一頁。

(42) 例えば『梁高僧伝』では卷一の康僧会など、『唐高僧伝』では卷二五の道仙など、康居出身と書かれた仏僧が何人も出てくる。また隋唐時代の吉藏と法藏も先祖はソグド人である。吉藏の出自については、拙稿「魏晋南北朝時代の安息国と安息系仏教僧」(『国際仏教学大学院大学研究紀要』第一号、一九九八年、一五一一一七六頁) 参照。

文献略

〔彙編〕：北京図書館金石組編『北京図書館藏中国歴代石刻拓本彙編』第九冊(中州古籍出版社、鄭州、一九八九年)。

※ 冊数を表記しないときは第九冊を指す。

〔顔〕：顔尚文「隋「龍藏寺碑」考(一)——定州地区与国家佛教政策關係之背景」(中国唐代学会編輯委員会編『第二屆国際唐代學術會議論文集』下冊、文津出版社、台北、一九九三年) 九三七—九六九頁所収。

〔施〕..施安昌「隋刻『重修定州七帝寺記』」（『故宮博物院院刊』一九八五年第二期）七一一七五頁。再録（写真版なし）..同『善本碑帖論集』（紫禁城出版社、北京、二〇〇一年）一五五一五八頁。

〔大正〕..『大正新脩大藏經』。

〔塚本a〕..「国分寺と隋唐の仏教政策並びに官寺」（角田文衛編『国分寺の研究』下巻、考古学研究会、一九三八年、一六〇六一六四八頁所収。『塚本善隆著作集』第六巻、大東出版社、一九七四年、一一五〇頁再録）。

〔塚本b〕..「隋の州県官寺設置について」（『日本文化と浄土教』 井川博士喜寿記念会、一九七四年、七五一七五九頁）。

〔定県志〕..賈恩紱編『定県志』（民国二三（一九三四）年）。

※ 拓本の写真版は卷一八の直前に一括掲載されている。本稿では冊数を表記しないときは卷一八金石篇上を指す。

卷一八金石志は、『石刻史料新編第三輯』第二四冊（新文豐出版公司、台北、一九八六年）二四七一三一〇頁に再録。〈記〉の録文・考証の箇所は、国家図書館善本金石組編『歴代石刻史料彙編』第六冊（北京図書館出版社、二〇〇〇年）六八九一六九〇頁に再録。

〔魯〕..北京魯迅博物館・上海魯迅紀念館編『魯迅輯校石刻手稿』（上海書画出版社、上海、一九八七年）

※ 本稿では冊数を表記しないときは第二二冊を指す。

石刻史料略号

〈記〉..隋重建七帝寺記（拓本写真版..「定県志」、「施」七一页、「彙編」一五頁、録文..「定県志」一三丁b一四丁b、「施」七一七七一页「魯」一〇四三一一〇四六頁）

隋重建七帝寺記（惠鑾造像記）について（齊藤）

〔残碑〕・開皇十六年正解寺残碑(隋開皇一六年作、拓本写真版・「彙編」一〇八—一〇九頁、録文・「定県志」一五丁b—二丁a、「魯」第七冊、一二三三—一二二六頁)

〔寺造像記〕・豊樂七帝二寺造像記(東魏武定五年作、拓本写真版・「定県志」、録文・「定県志」六丁b—七丁a、「魯」第七冊、四〇五一四〇六頁)

〔補記〕 本稿執筆にあたり、学内外の諸先生から貴重な御教示を賜った。淑徳大学書学文化研究センター蔵の

拓本閲覧については、同大学の中濱慎昭教授と同大学みずほ台図書館のお世話になった。ここに記して感謝の意を表します。

Summary

The Inscription of the Seven Emperors Temple 七帝寺 Rebuilt in the Sui Period : An Annotated Translation and Study

SAITÔ Tatuya

The inscription gives an account of how the people of Dingzhou 定州 in North China rebuilt in the Sui 隋 period the Seven Emperors Temple 七帝寺, which had been destroyed under the anti-Buddhist policy of the Northern Zhou 北周 Dynasty. The inscription also contains many different aspects from the viewpoint of Chinese and Buddhist history as well as cultural exchanges in Asia at that time.

The article includes the original text of the inscription, an annotated translation into Japanese, and appendices dedicated to (1) some officials mentioned in the inscription; and (2) the sabao 薩宝.

*Library Staff,
International College
for Advanced Buddhist Studies*

『国際仏教学大学院大学研究紀要』第6号 正誤表

Journal of the International College for Advanced Buddhist Studies, Vol. VI. Errata

隋重建七帝寺記（惠顥造像記）について

八九頁
2行目

誤・淑徳大学書学文化研究センター、三点（所蔵番号：打六八五一、縦六〇cm×横八四cm）・（所蔵番号：軸八〇三一、縦六一cm×横八六cm）・（所蔵番号：打六五六一、縦六一cm×横八九cm）。以上三点の寸法は筆者の実測、所正・淑徳大学書学文化センター、三点（所蔵番号：軸六八五一、縦六〇cm×横八回cm）・（所蔵番号：軸八〇三一、縦六一cm×横八六cm）・（所蔵番号：打六五六一、縦六一cm×横八九cm）。以上三点の寸法は筆者の実測、所